

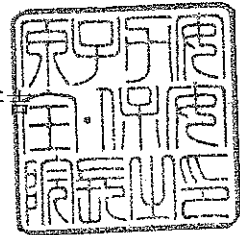
# 経済産業省

平成17・10・12原院第2号

平成17年11月1日

電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等並びに第53条第2項  
第5号の頻度に関する告示第4条第2の2号の解釈及び運用（内規）

経済産業省原子力安全・保安院長 広瀬 研



電気事業法施行規則第52条の2第1号口の要件等並びに第53条第2項第5号の頻度  
に関する告示（平成15年経済産業省告示第249号）第4条第2の2号の解釈及び運用  
を下記のように定める。

## 記

第4条第2の2号に定める「当該設備を製造した者その他の当該設備の構造及び性能に  
精通する者」とは、次のいずれかの要件（当該設備が同号ただし書の設備である場合に  
ついては、3.を除く。）を満たす者をいう。

1. 当該設備を製造した者
2. 当該設備を製造した者との間で当該設備の保守を行うことを提携している者
3. (1) に定める受験資格を有する者であって、(2) に定める自家用発電設備（電気  
事業法（昭和39年法律第170号）第38条第4項に規定する自家用電気工作物のう  
ち、内燃力又はガスタービンを原動力とする発電設備（電気設備の技術基準の解釈第1  
条第28号の移動用発電設備を除く。）をいう。以下同じ。）の保守に関する講習の課  
程を修了し、かつ、(4) に定める自家用発電設備の保守に必要な知識及び技能を有す  
るかどうかを判定するための試験に合格した者

(1) 受験資格を有する者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学、短期大学若しくは高等専  
門学校又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専門学校  
令（明治36年勅令第61号）による専門学校において電気工学又は機械工学の  
課程を修めて卒業した者にあつては、自家用発電設備の保守に関する業務に2年  
以上従事した経験を有する者

② 次のいずれかに該当する者にあつては、自家用発電設備の保守に関する業務に1年以上従事した経験を有する者

イ 技術士法(昭和58年法律第25号)第34条第1項の技術士登録証のうち、技術士法施行規則(昭和59年総理府令第5号)第2条第1号又は第4号に係るものの交付を受けている者

ロ 電気事業法第44条第1項第1号の第1種電気主任技術者免状、同項第2号の第2種電気主任技術者免状若しくは同項第3号の第3種電気主任技術者免状又は同項第6号の第1種ボイラー・タービン主任技術者免状若しくは同項第7号の第2種ボイラー・タービン主任技術者免状の交付を受けている者

ハ 消防法(昭和23年法律第186号)第17条の6第2項の甲種消防設備士若しくは乙種消防設備士であつて、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の3第1項若しくは第3項の指定区分が第1類、第2類若しくは第3類である者、又は消防法施行規則第31条の6第6項の消防設備点検資格者であつて、その種類が第1種である者

③ ①及び②に規定する者以外の者にあつては、自家用発電設備の保守に関する業務に3年以上従事した経験を有する者

(2) 自家用発電設備の保守に関する講習(以下「講習」という。)は、次の表の左欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲及び講習時間は、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

科目	範囲	講習時間
自家用発電設備の基礎	1 電気に関する基礎理論 イ 電流、電圧、電力及び電気抵抗 ロ 導体及び絶縁体 ハ 交流電気の基礎概念 ニ 電気回路の計算 2 発電設備の分類、構造及び性能 3 発電設備の運転、操作及び保護 4 シーケンス(展開接続図)の見方 5 配電盤の構成 6 非常動力装置	2時間
自家用発電設備に係る検査・点検	1 点検の方法、基準 2 整備、運転方法 3 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法 4 接地抵抗測定の方法 5 継電器試験の方法 6 シーケンス試験の方法	1時間

	7 試験用器具の性能及び使用方法	
自家用発電設備に関する法令	電気事業法、電気事業法施行令(昭和40年政令第206号)及び電気事業法施行規則(平成7年通商産業省令第77号)、電気工事士法(昭和35年法律第139号)、電気工事士法施行令(昭和35年政令第260号)及び電気工事士法施行規則(昭和35年通商産業省令第97号)並びにその他関係法令	3時間

(3) 講習の講師は、次の表の上欄に掲げる科目について、それぞれ同表の下欄に掲げる条件に適合する者とする。

科目	条件
自家用発電設備の基礎 自家用発電設備に関する法令	平成16年経済産業省告示第105号第4条に規定する科目「非常用予備発電装置の基礎」及び「非常用予備発電装置に関する法令」についての講師の条件に適合する者
自家用発電設備に係る検査・点検	平成16年経済産業省告示第105号第4条に規定する科目「非常用予備発電装置に係る検査方法」についての講師の条件に適合する者

- (4) 自家用発電設備の保守に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験は、講習を修了したものに対し、筆記試験の方法により行う。
- (5) 筆記試験は、次の表の左欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲は同表の右欄に掲げる範囲とする。また、筆記試験の合格基準は、それぞれの科目につき60パーセント以上の成績であることとする。

科目	範囲
自家用発電設備の基礎	1 電気に関する基礎理論 イ 電流、電圧、電力及び電気抵抗 ロ 導体及び絶縁体 ハ 交流電気の基礎概念 ニ 電気回路の計算 2 発電設備の分類、構造及び性能 3 発電設備の運転、操作及び保護

	<ul style="list-style-type: none"> <li>4 シーケンス（展開接続図）の見方</li> <li>5 配電盤の構成</li> <li>6 非常動力装置</li> </ul>
自家用発電設備に係る検査・点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 点検の方法、基準</li> <li>2 整備、運転方法</li> <li>3 絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験の方法</li> <li>4 接地抵抗測定の方法</li> <li>5 継電器試験の方法</li> <li>6 シーケンス試験の方法</li> <li>7 試験用器具の性能及び使用方法</li> </ul>
自家用発電設備に関する法令	電気事業法、電気事業法施行令及び電気事業法施行規則、電気工事士法、電気工事士法施行令及び電気工事士法施行規則並びにその他関係法令

- (6) 自家用発電設備の保守に必要な知識及び技能を有するかどうかを判定するための試験に関する事務を行う試験員にあつては、平成16年経済産業省告示第105号第7条に規定する者であることとする。